

経済のデジタル化に対応した新たな国際課税ルール(令和4年度改正対象外)

1. 概要

OECD/G20で議論され2021年10月に合意された経済のデジタル化に伴う国際的な課税問題に対処するための国際課税のルールが2023年(令和5年)以降に導入される予定である。

新たな国際課税ルールのイメージ(詳細な情報は今後OECD等から公表されるため変更の可能性あり)

経済のデジタル化により、物的拠点なしに事業展開可能に
→物的拠点を根拠に課税をする現行のルールでは対応困難

物理的拠点に関わらず、市場国に新たな課税権を配分するルールの創設
・多国間の租税条約で実施

- ・一定の多国籍企業グループの利益のうち、売上×10%を超える部分の25%を、市場国で獲得する収益をベースに配分
- ・例えば、利益1,000、売上5,000の場合、125を市場国に配分

多国籍企業グループ
・売上200億ユーロ超、かつ、
利益率10%超

市場国
物理的拠点なし

経済のデジタル化により、顧客データ等の移転が容易な
無形資産が重要な収益源に
→軽課税国への所得移転の問題

実効税率が15%より低い子会社の所得を合算するルールの創設
・国内法で実施

日本

軽課税国

日本親会社
連結売上高750億
ユーロ以上

海外子会社
課税標準100
実効税率10%

15%まで日本で課税

上記だと、5(=100×(15%−10%))を日本で課税

2. 今後の予定

日程	市場国に新たな課税権を配分するルール	実効税率が15%より低い子会社の所得を合算するルール
2022年(R4)初旬	多国間の租税条約とその解説の公表	国内法の整備
2022年(R4)中旬	多国間の租税条約への各国の署名開始	
2022年(R4)下旬	N/A	
2023年(R5)	多国間の租税条約発効	国内法発効(一部は2024年発効)

内容につきましては、「令和4年度税制改正大綱」(令和3年12月10日与党公表)に基づき、情報の提供を目的として、一般的な概要をまとめたものです。そのため、今後国会に提出される予定の法案等において本資料に記載した内容とは異なる内容が制定される場合もありますのでご注意ください。

Copyright 2021 Yamada Zeikai All Rights Reserved.